

第三セクター等の経営に関する調査特別委員会からの提言への対応状況について

平成28年2月24日
総務部

平成26年12月19日に県議会「第三セクター等の経営に関する調査特別委員会」から提言を受け、関係各課で進めた取組の概要は次のとおりである。

1 県による指導監督体制

(1) 県の指導監督体制について

提言の概要【所管課】	対応状況
<p>①総務課の権限強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 各三セク所管課を中心とした対応では、経営改善を推進する体制としては不十分。部局横断的に総務課が権限と責任を持つ体制を構築し、各所管課への指導を強化すべき。【総務課】 	<ul style="list-style-type: none"> 三セクに関する重要事項を部局横断的に協議・検討するため、総務部長を委員長とする「第三セクターのあり方に関する検討委員会」をH26年12月に設置。行動計画の見直しや経営評価等三セクの指導監督に関する重要事項について協議。《対応済》 提言の趣旨を盛り込む形で、H27年1月に「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を改正し、県関与のあり方をより具体的に規定する等の見直しを実施。《対応済》
<p>②行動計画の「見直しの方向性」に係る具体的手段とスケジュールの提示</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動計画の「見直しの方向性」への取組が進まないのは、その状況に至るための具体的な手立てや期限が記載されていないため。行動計画の見直しに当たっては、取組の具体的手段や工程表を明記すべき。【総務課・各課】 	<ul style="list-style-type: none"> 県関与の縮小・廃止等に向けた具体的な手段や工程を明記するよう、H27年3月に行動計画の見直しを実施。《対応済》
<p>③第三セクター等の役員に就任している県職員の経営責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社にあっては、引き続き充て職就任が残るが、当該職員は、法人経営の悪化や県財政への新たな負担が生じないように、経営責任を自覚し、全うすべき。【各課】 	<ul style="list-style-type: none"> 役員に就任した県職員は、法人経営の悪化や新たな県財政への負担が生じないように、職責を全うすることを基本方針に規定。《対応済》 これを受け、知事が取締役を務める秋田空港ターミナルビル(株)、由利高原鉄道(株)では、法人経営への積極的関与の観点から、H27年6月の改選でそれぞれ担当部課長への就任替えを実施。

(2) 事業環境の変化に応じた県の方針の明確化について

提言の概要【所管課】	対応状況
<p>①公益社団法人青少年育成秋田県民会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の金利水準による運用益では、各法人に期待される活動に十分な事業費を賄えないのは当然である。その目的や活動に公益性を認め県が出資等を行った法人（(公社)青少年育成秋田県民会議等）であって、その行う事業の意義が失われていないのであれば、構造的な課題である運用益の減少に対し、県としてどのような方針で対応するかを明確に提示すべき。【各課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の財政的関与については、県財政の効率的・効果的運用と法人の自主・自立の観点から、追加出資は行わず、必要な支援は補助等の方法により行うことを基本方針に規定。《対応済》 ・(公社)青少年育成秋田県民会議については、行動計画に基づき、県出資の引揚げをH27年7月に行い、県との関係を出資以外の関係に再構築（H27年度から新たな事業委託により、法人との協働を推進）。《対応済》 ・他の公益法人等についても、補助や委託等を通じ、法人の円滑な事業実施に配慮。《対応済》
<p>②秋田県土地開発公社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社については、公共事業の減少や地価下落といった事業環境の変化に対し、経費縮減と受託業務量の確保による収支均衡を指導するだけでなく、その存在意義を含めた根本的な見直しを検討すべき。【建設政策課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者からなる検討委員会をH27年5月に設置し、公社の存在意義を含めた公社の今後のあり方を検討。 ・行財政改革の観点から、今後とも直営と外部委託を併用した用地取得体制の維持が必要であること、交渉・契約締結を含めた用地取得業務は、現行法上、公社以外の民間企業には委託することが困難であること、これまで赤字経営だった財務状況が経営改善により黒字に転換していることから、現時点において公社の存続は必要と判断された。 ・県は公社の経営状況を把握しながら、経営の健全化に向けた指導及びそのあり方や関与の仕方の検討を継続。 《対応済》

(3) 財務基盤の強化に向けた試み（法人の活動に対する理解の促進と収入の確保）

提言の概要【所管課】	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の活動目的や内容に関する広報が十分でないため、会員や寄附の獲得が進まない。県の広報媒体を活用し、法人活動や寄附金控除をPRするなど、県としても県民が三セクに関心を持てるような取組を行うべき。【各課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が法人の情報に触れることができるようにするため、総務課のウェブサイトには三セク法人へのリンクを設定。《対応済》 ・県のウェブサイトでのPRのほか、(公社)青少年育成秋田県民会議のイベント等でも青少年への移植医療をPR。〔(公財)あきた移植医療協会〕《対応済》 ・各種暴力団排除関係の会議やイベントのほか、県のウェブサイトを活用し、PRを実施。〔(公財)暴力団壊滅秋田県民会議〕《対応済》 ・新規事業を新聞の県政広告欄を活用しPR。法

	<p>人の活動についてもイベント等でPR。〔(公社)青少年育成秋田県民会議〕《対応済》</p> <p>・その他の法人についても、県との連携を通じ、PRを実施。《対応済》</p>
--	--

2 県財政のリスクとなり得る法人

(1) 公益財団法人秋田県林業公社

提言の概要【所管課：林業木材産業課】	対応状況
<p>①高金利債務の解消に向けた協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営上大きな負担となっている日本政策金融公庫の借入について、他県等と連携して、繰上償還等の利息負担軽減に向けた協議を粘り強く強力に進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公庫との協議の結果、H26年度に不採算林に係る借入金1億円の繰上償還を実施し、H27年度は2.3億円を実施見込み。H28年度までに合計5.6億円の繰上償還を実施予定。《対応済》 ・国に対しては、利息軽減措置に係る政策提言を継続。
<p>②県が分収林事業の事業主体となることへの備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営林化（公社廃止）に備え、その課題を洗い出して対応策を検討し、H27年度末までに報告書にまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県営林への移行に際しては、債務処理が必要となり、公庫との一括償還に向けた協議、公庫債務の償還に伴う県予算の確保とともに、県営林化による土地所有者との契約変更や森林評価事務などが発生し、その対応策を実効性の観点から検討。 ・県営林移行後は、県営林管理と間伐事業等の実施体制、業務委託先の確保、公社職員の処遇などの課題について、検討・取りまとめ中。 《対応中》
<p>③毎年度の長期収支見通しの公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は5年ごとではなく毎年度、長期収支見通しとその増減理由を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、県のHPで、制度変更や木材価格の変動を反映させた長期収支見通しを公表。 《対応済》
<p>④県民の理解促進のための情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民理解促進のため、年度収支に加え、長期収支見通し、借入金残高の推移、森林の育成状況などの情報を分かりやすく発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県のHPで、長期収支見通しのほか、借入金残高の推移や森林の生育状況などに関する情報を発信。《対応済》

(2) 秋田内陸縦貫鉄道株式会社

提言の概要【所管課：交通政策課】	対応状況
<p>今後数年間を地元熱意を見極める期間とし、その間に具体的な取組の成果が確認できなければ、路線の廃止及び代替輸送手段の検討を本格的に開始すべき。</p>	
<p>①地域住民の意向確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の存続方針を検討するため、地域住民の意向（存続の賛否に加え、利用実態も）を改めて調査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27年8～9月に沿線住民を対象に実施したアンケート調査では、「現状のまま運行すべき」という回答が半数を超えたことから、当面は四者合意に基づく支援を継続。地元2市と連携しながら、乗車気運の醸成と乗車促進の取組を継続。《対応中》
<p>②乗車運動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域利用が内陸線存続を左右することを改めて周知し、地域主体の乗車運動に取り組み、実績を上げる。 	
<p>③沿線住民の要望等の具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内陸線への求心力を高めるため、沿線住民の要望を踏まえたダイヤ編成、他路線への乗入れ、自転車の車両の持込み等を前向きに検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27年3月にダイヤ見直しを行うとともに、5月から、一部車両において自転車の持ち込みを開始。《対応済》
<p>④寄附の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が内陸線の経営を支えていくとの意識を持ってもらうため、枕木オーナー制度など寄附による資金調達への拡充を検討する（車両更新も住民からの寄附やふるさと納税制度の活用で対応）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元民間支援団体において、車両購入を目的とした寄附活動（目標金額1億5千万円）がH27年6月からスタート。（H29年6月まで）《対応済》
<p>⑤公費による支援のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進に投資するとの考え方を取り入れ、法人への損失補填から利用者への運賃助成へのシフトを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおける沿線住民の公費負担に対する考え等を踏まえ、当面は四者合意に基づく支援を継続。北秋田市では、市内在住者を対象に学割定期購入代金の一部助成を実施。 ・より効果的な支援のあり方等を検討していくため、法人や地元2市との定期協議を継続。《対応中》

3 今後の県の関与に関して検討が必要な法人

(1) 秋田空港ターミナルビル株式会社

提言の概要【所管課：交通政策課】	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・利益剰余金の目的や用途について、もっと県の意向を示すべきであり、例えば、法人に対し、県の重要施策（路線の増便、開設等）への積極的な関与を求めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利益剰余金については、施設の更新費用や空港利用促進協議会を通じた各種イベント経費に充当。今後も、空港利便性向上のための施設更新や搭乗者数向上等に努める。《対応済》
<ul style="list-style-type: none"> ・観光情報の発信機能を遺憾なく発揮するため、広告看板等の料金を低廉にするなどして有効活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告料金については、H26年7月に値下げ。その後、利用申出がないため、現在は県内観光地等の画像を掲示中。今後も広告掲載の働きかけを継続。《対応中》
<ul style="list-style-type: none"> ・法人からの県への配当について、他の地方交通を支える三セク助成の財源に充てることを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配当金を他の地方交通三セクに対する助成の特定財源とはしていないが、今後も一定のルールに基づき、関係自治体と連携しながら、別途必要な財源を確保。《対応済》

(2) 株式会社秋田県分析化学センター

提言の概要【所管課：環境管理課】	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・同業他社との公平な競争環境を確保するため、県資本の解消に向け、行動計画に従い、取引企業や従業員持株会への株式売却を進める（配当開始をアピールしながら）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員持株会に40株を譲渡する契約を締結。H28年2月までに手続きが完了見込み。 ・現株主への買い増しの働きかけ、株主の新規開拓に努める。《対応中》

4 指定管理者制度の運用について

提言の概要【所管課：総務課】	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の指定管理を主な業務とする三セクにとっては、県からの指定管理料の有無が法人の収益（赤字・黒字）に大きな影響を及ぼしている。指定管理料の水準が適正かとの疑問を抱かれないよう、その負担のあり方（どのような場合に支払うのか、その金額はどのように決定するのか）について、整理検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他県の利用料金制の導入状況や指定管理料の算定方法、本県の利用料金の設定状況について調査を実施。 ・H28年度に指定管理者更新施設のうち、指定管理料を支払う37施設について、各施設の実情を把握し、サービス水準維持に必要な経費に十分配慮した上で、6月補正で債務負担行為を設定。1月中に指定公示を実施。 ・指定管理料について、統一的な基準を設定することは困難であるが、毎年度の指定管理者評価において、指定管理業務の収支状況等のチェックを強化し、指定管理料の設定水準の妥当性を確認。《対応済》